

平成20年度「窒素酸化物低減のための季節対策」実施要綱

1 目的

阪神・播磨地域においては、近年、二酸化窒素濃度が高レベルで推移し、特に冬季に高濃度となっている。

このため、広く事業者、関係団体、県民、市町及び関係機関に対して、窒素酸化物排出量低減について季節的に対応可能な取り組みを実施するよう呼びかけることにより、冬季の二酸化窒素濃度の改善を図り、二酸化窒素に係る環境基準の達成に資することを目的とする。

2 対象地域

阪神地域（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）及び播磨地域（姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、太子町）の11市4町
神戸市内、姫路市内、西宮市内は当該市が実施。

3 実施期間

平成20年11月1日から平成21年1月31日

4 実施内容

(1) 窒素酸化物低減のため、事業者、関係団体、関係市町及び県関係機関に対し、次の事項について要請する。

ばい煙発生源対策として、低NOx燃焼機器の優先使用、燃焼機器の点検・適正管理の徹底、良質燃料の使用等

自動車排出ガス対策として、業務用自動車の適正管理、環境に配慮した自動車運転（エコドライブ）の推進、自家用車による通勤の自粛等

その他一般的な発生源対策として、暖房温度の適正化等の省エネルギー対策

(2) 上記の対策を実効あるものにするため、次の事項について実施する。

期間中、ばい煙発生施設に対する立入検査を強化し、現地指導を行う。

特に窒素酸化物濃度が高くなる12月の「大気汚染防止推進月間」を中心に、関係団体の機関誌等を通じた広報を実施する。

期間中、自動車排ガスによる大気汚染の改善に役立つライフスタイルの確立を目指して、街頭啓発等による啓発を行う。

5 実施体制

兵庫県が、関係市町、関係団体等の協力を得て実施する。

[関係団体]

兵庫県大気環境保全連絡協議会、兵庫県環境保全部会、兵庫県商工会議所連合会、各市商工会議所、兵庫県商工会連合会、各市町商工会、(社)兵庫県トラック協会、(社)兵庫県バス協会、(社)兵庫県自家用自動車協会連合会、(社)兵庫県タクシー協会、神戸個人タクシー事業協同組合、全兵庫個人タクシー事業協同組合、(社)日本自動車連盟兵庫支部、兵庫県貨物運送協同組合連合会、(社)兵庫県自動車整備振興会、(社)兵庫ビルメンテナンス協会、兵庫ビルディング協会、(社)日本ボイラ協会兵庫支部、(社)兵庫ボイラ技師協会、兵庫県百貨店協会、(社)兵庫県産業廃棄物協会、(社)日本船主協会阪神地区船主会、神戸旅客船協会、神戸フェリー協議会、全国内航輸送海運組合、全日本内航船主海運組合近畿支部、兵庫海運組合、日本押船土運船協会、(社)神戸タグ協会

附 則

本要綱は、平成20年11月1日から適用する。